

7. 申請内容に変更がある場合に必要書類

工事金額や工事内容、解体工事業者等の変更など、補助申請時に提出した書類内容から変更があった場合や工事が中止になった場合は、下記書類の提出が必要です。

変更や中止が判明した時点ですまいるネット(TEL 078-647-9969)までご連絡ください。

[補助金交付決定内容変更承認申請書] 様式第4号 (P46を使用)

解体工事業者の変更や補助金額が変更となる工事金額の変更の場合、その時点で(実績報告前に)提出が必要です。(補助金交付決定内容変更承認申請書を提出した場合は、内容変更承認通知書を受け取った後に工事費の支払いをしてください。)

[補助事業中止承認申請書] 様式第5号 (P48を使用)

工事の中止などの理由で申請を取り下げる場合に提出。

申請者が交付決定後、解体工事契約の締結前に亡くなられた場合、相続人代表者が補助事業中止承認申請書を提出してください。相続人の決定後、その方による新たな補助申請が必要です。

解体工事契約後、工事途中で申請者が亡くなられた場合は、速やかにすまいるネットにご連絡ください。

8. 実績報告に必要な書類

[補助事業実績報告書兼請求書] 様式第8号 (P50を使用)

[解体工事請負契約書の写し]

申請時に提出した見積書と同一の解体工事業者等との契約であること。

※工事注文書にて対応する場合は、請書とあわせて提出すること。

※契約者名は申請者名であること。

※解体後すぐに新築工事を予定している場合は、原則としてそれぞれ別に契約すること。

[領収書等の写し]

解体工事業者等が発行したもの(宛名が申請者名のもの)。

※日付は工事契約日以降のものであること。

[解体除却後の写真]

解体後の敷地の全景がわかるものをカラーで2～3枚。(隣家等の周辺を含めたもの。)

※重機等がない状態で、敷地の端も含めて(死角なく)敷地全体が写るよう撮影すること。

※申請時提出の写真と同方向から撮影したものを1枚含めること。

※契約内容に「隣家の外壁補修」等が含まれる場合、その補修後の写真も含めること。

※跡地保全のため更地にビニールシート等を敷く場合、敷設前に写真撮影をおこなうこと。

<場合によって必要な書類>

[軽微な変更届] (P52参照)

工作物等の除却予定内容の変更や補助金額の変更を伴わない工事金額の変更の場合等に提出。

※必要に応じて添付書類(工作物の除却計画書の修正版や工事金額の変更内容が分かる明細等)を提出してください。

[受領委任状] 様式第10号 (P54を使用)

補助金の受領を申請者以外の方が行う場合に提出。

※代理受領を行う場合は「様式第8号 補助事業実績報告書兼請求書」も必要です。(P50を使用)